

平成29年度 第1回 西宮市特別支援教育審議会 議事録

日時	平成29年7月14日(金)14:00～16:00
場所	市教委大会議室
出席者	<p>○審議会委員 井出 浩(医療関係者) 坂口 紳一郎(教育関係者) 竹田 契一(学識経験者) 根岸 直代(保護者代表) 花熊 暁(学識経験者) 松井 仁美(保護者代表) 金高 玲子(教育関係者)</p> <p>○事務局 加藤教育次長 学校教育部 大和部長 学校改革部学校改革推進課 岩本課長 地域・学校支援課 山本課長 教育研修課 上築係長 特別支援教育課 栗屋課長、金井係長、千原指導主事、渡邊指導主事 榎田就学相談員、野澤就学相談員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者3名)
議題	<p>第1部：西宮市特別支援教育審議会委員委嘱式 1 教育長あいさつ 2 西宮市特別支援教育審議会の委嘱状交付</p> <p>第2部：第1回 西宮市特別支援教育審議会 1 審議会の趣旨説明 (1) 西宮市特別支援教育審議会委員紹介 (2) 西宮市特別支援教育審議会運営要領について (3) 会長、副会長の選出</p> <p>2 協議 ① 幼稚園における基礎的環境整備について ② 西宮養護学校の支援体制について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

議事

1 開会

2 報告 (事務局)

本日1つ目の審議内容 幼稚園の現状と課題についてご説明いたします。

今回は公立幼稚園の支援体制について審議をしていただきますが、基本データとして西宮市の幼稚園についてご説明します。西宮市には、今年度、公立の幼稚園が19園設置されております。園児数は4才児が408人、5才児が517人です。私立幼稚園については、40園、3年保育で3歳児が2365人、4歳児が2462人、5歳児が2535人です。また、私立の40園のうち2園が幼稚園型認定こども園となっております。

公立幼稚園において、特に配慮を要する幼児は平成15年度までは「特設」のクラスに在籍していました。「特設」は、市内を8つのブロックに分け、必要に応じて各ブロックに1園を目安に設置され、担任を配置して子供たちを受け入れていました。参考までに、最後の年である平成15年度は、設置園が9、担任が13名、在籍者数が29名でした。それが、平成14年度、15年度の検討委員会により、「特設」を解消し、全ての園で配慮を要する幼児を受け入れる方向となりました。全ての園で子供たちを受け入れるために始まったのが、保育補助員制度です。

このグラフは、平成16年度の制度開始から現在までの支援対象幼児と保育補助員の数を示しています。平成24年度以降、支援を必要とする幼児の数が大きく増えてきました。それに伴って保育補助員の数も増えていますが、子供の数とは一致していません。現在は保育補助員1人に対して子供2人が基本となっています。

ここで、本市の就園相談の仕組みについてご説明します。公立幼稚園に就園するに当たって、保育補助員による支援を希望する場合は、就園相談を受けていただきます。保護者への面談、本人の様子を観察等を行い、市の附属機関である就学支援委員会で審議を行います。審議の結果、3つの方向が示されます。特に支援を必要としない「通常の就園」、保育補助員による支援を必要とする「特別支援」、そして療育専門機関での療育を勧める「専門機関」です。「専門機関」の方向が出た場合は、原則、その年度の公立幼稚園への就園はできません。幼稚園での交流を勧めることとなりますが、児童発達支援センターの西宮市立北山学園やわかば園、民間の児童発達支援事業所、あるいは保育所、私立幼稚園などへ入所入園することとなります。公立幼稚園における支援体制の課題について、対象の園児が増加し、障害の程度も重度化しているなか、1つ目は、就園相談の結果「専門機関」の方向が示された場合、その年度は公立幼稚園への就園ができないという課題です。幼稚園においては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことが求められます。しかし子供の障害の状態によっては、幼稚園の大きな集団ではなく、より濃密な個の関係を構築していくことが大切な場合があります。そこで、今は療育専門機関等の小集団の中で大人や友だちとの個別の関わりを築いたり、自立への力を身につけたりすることが今後の成長につながると考え、合意形成を目指しているところです。しかし就園を希望している子供が就園できないという状態は課題であると考えます。事務局といたしましては、合意形成の結果、保護者が希望する場合は、幼稚園への就園を可能とする方向を提案します。

二つ目が、公立幼稚園における支援体制の課題です。先ほど申しあげましたように、「専門機関」の方向が示された場合も、幼稚園に就園したとしても、受け入れる幼稚園の支援体制は、教職員と保育補助員になります。保育補助員は資格を必要としないボランティアであるため、重度な子供たちを受け入れるためには十分な体制であるとは言えません。新たな支援体制の構築が必須となります。どのような支援体制が必要なのか、ご意見をいただきたいと思います。以上2点についての審議をお願いいたします。

(会長) どの市でも私立幼稚園に通う園児が増加している。その中で公立幼稚園の役割が非常に大事になっている。ある市では障害のある子供たちが多く、通常の教育課程を組めないということが問題になっている。私立が 97 園あり多くの園児が入園している。公立の 30 園をどうしていくかを昨年からの問題として取り組んでいる。西宮において専門機関での療育が望ましいと方向性が出た子供は就園できないというのは問題がある。就園相談の方向性に関してご意見を聞かせて欲しい。

(委員) 幼稚園の授業作りを見に行くことがあるが、発達障害の園児への支援のあり方が課題になっている。園児の特性は多動性がある、なかなか言葉が出ないなど。その中で保育補助員さんの専門性、先生方の専門性が問われる時代になっている。ボランティア性の高い現在の保育補助員制度は、実態にあっていない。

就園相談の方向性については、インクルージョンの流れから考えると、就学前の子供たちにも、地域での就園が開かれているべきであると考え。ただ、かなり重度の医療行為の必要な子供から、ほぼ自分で活動できる子供までいる。最重度の子供たちの就園をどうするのか、ということについてもこの会で話し合い、方向性を出していく時期に来ている。

(会長) 最重度の幼児は養護学校に通っているのか。

(委員) 幼稚部がなく通っていない。北山学園、わかば園に通っている。就園先については当事者が希望し、決定権があるという時代のなかで、行政が重度だから専門機関相当ですというのはどうか。重度だからこそ地域の園に行きたいという願いがあると思う。最近、就園相談は変わってきているのか聞きたい。

(会長) インクルーシブ教育をうたい文句にして、障害者権利条約を批准したので、その結果合理的配慮をなささい、というのがでている。ポイントになっているのは、専門性の問題が強い。ボランティアを使うと専門性がない。教師の専門性と、専門性のある支援員を採用していかないと対応していけないという問題もある。養護学校やわかば園などの範囲なら専門性が高いが、通常の園などでは専門性が低くなってくる。

(委員) 障害者権利条約、差別解消法、インクルーシブ教育の流れの中で、基本的には地域の中で学びたい、過ごしたいという希望を受け入れていくというのは必要な方向。会長から他市の話があったが、一度は通らないといけない道で、どの地域でも起こってくる。専門性の問題はあるが、地域で受け入れていこうというのは共通している。ただ多くの地域では、受け入れたというだけで終わっている。配慮、支援が必要な園児が入園してくると、何らかの人をつけないといけない、ということだけになっている。そこで止まっていると、どんどん支援の必要な子供たちが入園してくるのに、従来のやり方では対応できない。どうしたらよいのか、ということだけで終わってしまいやすい。支援の必要な子供に補助員をつけるときに、そこでどう専門性を担保するかが大事。どういう人を雇っていくのか、研修をどうやってシステム化していくのか。入園して、人をつけたら終わりではなく、むしろ地域の幼稚園に入ってきたあと、支援者、保護者と子供の様子を見ながらの振り返りが必要。今の形が本当にベストなのか、または現在の園での生活にプラスして専門機関での療育を受けた方が、その子供にとってプラスになるのはないかを検討する。またこんなケースもあった。地域の幼稚園に入園したけれど、すごいストレスを感じてうまくいかず、方向を変えたというケースも見てきた。

このように入園後の振り返りのシステムも考えて行く必要がある。

(会長) アメリカにメインストリーミングの後、リバースメインストリーミング(逆統合)が流行ったことがあった。通常の学級に入った障害のある子供たちの親が昔の方がよかった。やっぱり支援学校を作って欲しい。地域の学校に入れたが、昔のような丁寧な指導がなくなっているという申し入れをする動きが各州であった。ところがアメリカでは全ての州で支援学校をなくしていく動きになっていたの、新たに作れなかった。すると民間が専門性のある、障害種別毎の学校をつくるようになった。完全統合、インクルージョンを目指したはずなのに、結局うまくいかず、専門性の高いところに集まってしまった。それが現在のアメリカの統合教育である。

日本でも民主党の時には、完全統合をして全ての子供を地域の学校に入学させると、13兆円がかかるという試算があった。あまりにも金額が大きすぎて、それ以後誰も言わなくなった。現在は一部統合で、保護者が望めば支援学校に行く、保護者が望めば通常学級に行くというように、保護者が希望する学校に行きましょうということになって落ち着いてきている。ただ、今後どういう方向になるか、国でもお金がかかる矛盾、統合教育はしたいけれども、しかし現実にはそこまではいかない。専門性を考えると支援学校を残しておく必要があるという部分がある。だから完全統合は難しい。全部を地域でやるということには限界があるのではないか。

(委員) 特別支援学級の子供が学年にいない子供たちは障害のある子供への接し方がわからない。幼稚園のときに触れ合うことがとても大事なのではないか。急に引越しをしてきた時に戸惑いがあったり、子供たちの中で受け入れがうまくいかなかったり、わかっているけど何となくストレスを感じてしまう。いろいろな人がいるのが社会だというのが、耐性なく育ってきているからスムーズにいかない。そのことについて、小さい頃から交流があると、親子で交流を考えることができ、子育ても出来る。触れ合いなく育ってしまうと、我が子のことばかりを考えてしまっている。社会の中でいい生活が出来るのが中心になっていきがちなので、そのようなことに目を向けなくなっているのが問題だと思っている。小さい頃の交流は大事。

(委員) 統合の中で専門性が求められている。その中でボランティアでは苦しい。実際に子供たちが幼稚園の中で生活していく中では、補助員だけが子供をみるだけではなく、他の先生たちが見ていく中で足りない部分を補助員に補ってもらおう。教員全員がいかに障害についての理解を深めていくか、それが大事で研修もその一つになる。多くの子供を見ている先生方がいる、障害のある子に主に関わっている補助員がいる。それがうまく入り混じって、調和のとれた形で子供たちに関わっていく、それを誰が調整していくのか。学校には特別支援教育コーディネータが置かれている。それと同じように誰か幼稚園の中で核になる障害のある子供たちへの幼稚園教育のあり方を調整していく人が必要で、その人がいないと多くの子供に係わる先生と補助員との調整が難しいのではないか。特別支援について見識のある教員を配置していくことがあっていいのではないか。

(会長) 平成19年に初めて「特別支援教育」が発表され、6.5%通常学級の中に発達に課題のある子供がいる。特殊教育時代の子どもが1.6%いる。足したら8.1%になる。ただ実際には一割を超えているという数字が出たことで動き始めた。その時文部科学省が考えていたのは、通常の学級の教師が一人ひとりの子供がどういうニーズを抱えているかを、しっかり見ることができるセンシビリティを持ちなさいということ。Aさんはここでつまづいている、B

さんはこれですまづいているということをしかり捉えて、それにどうい
対応をしていくプログラムを考えるか、それは担任の責任。それをして、ど
うしても足りない部分を特別支援教育支援員が補っていく。最初から特別支
援教育支援員ありきで特別支援教育ではない。通常の学級の教員のレベルア
ップと学校意識改革が特別支援教育。ところが新しい制度を取り入れるなら、
人をつけて欲しいというのが現場の声だった。その声に押し切られて、素晴
らしい理念がなくなってしまった。ただ、現在も出されている文部科学省の
文書の中には残っている。対応している教員一人ひとりがもっとしかりし
なさい、もっとできる範囲のことがあるはずだ、通常の学級の中でできるこ
とがもっとあるのだから、そこでできることはしていこう、そして足りない
ところを特別支援教育支援員に補助してもらおう。これをしないで特別支援教
育支援員だけを入れていたら、特殊教育の時代にもどってしまう。通常の学
級の先生は、心のなかで特殊学級の子供だから私たちに関係ない、というこ
とを考えて勉強しない。特殊学級の先生たちに任せておけばよい、となると
やっぱり通常の学級の先生たちのレベルアップにならなかった、これを何と
かやめてレベルアップをしていきたい。通常の学級のなかで特別支援教育を
やると、通常の学級の子供たちが障害のある子供たちと一緒に対応していけ
るということが増えてくる。

(委員) 私の子供は最重度障害のある子供で、医療行為は必要ないがコミュニケー
ションをとるのも難しい。0歳児からわかば園に外来保育で通い、その後園
児になった。年長になると地域交流を積極的に先生たちに勧められて、地
域の中ですごしたのだが、地域に踏み出すのはとても勇気のいることだった。
最初の子供だったこともあり、地域に行くことにはともしんどかった。地
域には公立の幼稚園はなく、私立の幼稚園に交流をお願いしたがさせてもら
えなかった。当時、私立では交流をしていない。それであきらめて、地域の
学校は全く選択肢がなく、養護学校を希望した。保護者によっては地域の学
校を強く希望する人もあれば、その一歩の勇気が踏み出せないということも
ある。

(会長) 保護者の意向を尊重していかないといけない。さらにもう一歩進む形で、
アメリカでは個別の指導計画に保護者がサインをしないとけない。最終的
に個別の指導計画をするかどうかは、保護者が決める。保護者が責任を持た
ないとけない。だから保護者も勉強する。責任をもって子供の将来を決め
ていく権利もっている。だから保護者自身がしかりしないとけない。
専門機関での療育が望ましいとなって、就園できない。これを保護者の希望
通りに就園をできる方向に考えていくのは、ワンステップ前進である。それ
を西宮では考えてやっていきたいとしているが、それについてどう考えるか。

(委員) どの学校を選んだらよいのかという相談があった時には、どれぐらい大
人の関わりが必要かで考えましようと言っている。言い方は悪いが、いくら
配慮してもらっても、1対1の近い形で関わってくれる園と、そうでないと
ころがある。その時点で大人との関わりがその子供の発達に有効だと考えれ
ば、保護者に説明して将来について考えてもらっている。ただそれでも、集
団に入っていって欲しい時期もくる。その時に療育施設をやめて就園してい
くのか、療育施設にいながらにして、交流できる機会を与えてもらえるのか、
交流からもっと積極的な意味を含めて在籍まで繋げて交流できるようになれ
ば、もっと子供の発達段階に応じた関わりをアドバイスもすることもできる。
辞めていかないといけないというのは無くなって欲しい。

(委員) 西宮でも昔から二重の在籍について保護者から要望があった。専門機関相当が出た保護者に交流を勧めたが、保護者は二重の在籍を希望していた。

(会長) すごく理解のある幼稚園に入園できた。ただ、入って終わってしまった。本当にその園でよかったのか、という振り返りは絶対に必要。入れっぱなしではなく、振り返ることは大事。保護者の意見を最大限尊重しながら、二重の在籍も認めていくという方向であれば、就園相談もスムーズにいくであろう。昔は地域での就園に壁があったところから、選択肢が増えていくことにもなる。

(副会長) 就園相談を受けた数を教えて欲しい。

(事務局) 昨年度、64件ある。専門機関相当は21件。支援対象37件。年々、就園相談もかなり増えてきている。

(副会長) 事務局の意向としては、最大21がそのまま支援対象になり、保護者の意向では入園する可能性があるということを考えているのか。

(事務局) はい。合意形成をしていく中では、情報提供、相談が必要。保護者の考えに委ねるだけではなくて、過程を大事にしながら、最大21ケース、就園していく。どちらを選ぶかは、合意形成が必要だと考えている。

(副会長) 専門機関がふさわしいということは、昨年まで原則就園できなかった従来の適正就学指導が就学相談になったのだから、それを変えていこうという流れでとらえていると考えているのか。

(事務局) そう考えている。

(委員) インクルージョンというとても大きなテーマがあって、幼稚園だけが例外ということはありません。めざすところは完全統合。インクルージョン。西宮はそこまで環境整備が整っていないので、それをきちっと情報提供・説明したうえで、保護者・本人が地域を選ぶのかというように変わっていかないといけない。

(委員) 支援の必要な子供にとってベストな環境を作るということで、支援の必要がない子供たちが壊れものを触るような関わったり、保護者が支援の必要な子供にあまり関わったらいけないよ、というようになると、同じ園にはいるけど、区切られた感じでは意味がない。全て完璧を求められると触れ合いにくくなる。お互いが触れ合いやすくなるような環境になると、入った後に本当にインクルーシブになる。環境ばかりが重視されているように思う。支援の必要ではない子にもいろいろな子供がいる。その子供のことを、みんなでお互いわかり合いながら付き合っているので、それと同じ感覚で子供たちが支援の必要な子供とも関われる環境を大人が作っていく。その中で必要な支援をバックで支えていくという構図ができないと、支援の必要な子供の周りを大人が囲む、その後ろを他の子供たちが遠くから見ているでは意味がない。そういうところも視野に入れて考えて欲しい。

(会長) まだまだ世の中には、差別とまではいなくても、障害に対する意識はあるように思う。障害特性の理解を一般にしっかりと行っていく。障害のある子供たちと生活をしていくことのメリットをその他の子供たちに理解してもらおうことも必要。保護者も同じ。腫れ物に触るようにしていると、それが逆

に差別になってくることもある。一人ひとりが違っていいという考え方があるが、みんな一緒ではないので、それぞれの違いを理解しあって、認め合っていく幼稚園があると、小学校、中学校につながっていく。その一番大事な幼稚園レベルで、そういう保育ができるとやりやすくなっていく。合意形成については保護者を説得するのではなくて、保護者が納得して決められるように、丁寧にわかりやすく情報を流していく、という一番難しいところができるようになると、懸念するところがなくなっていく。

西宮では、このような取り組みをさらに推進していくことが大事である。

(委員) 2012年にインクルーシブ教育について出たとき、現場から、今後日本がこのことに取り組んで進んでいけば、いずれ特別支援学校や特別支援学級はなくなるのか、ということ聞かれた。その時に答えた内容は、インクルーシブ教育を進めていけば、特別支援学校や特別支援学級の役割は、今まで以上に重要になってくると答えた。今までの論議の中で西宮が地域の中での就園をこれまで以上に進めていこうという方針は適切だと思う。地域の園で受け入れていくからこそ、幼児療育との連携を維持していく必要がある。保護者が希望して入園した後も、振り返りをして本当にその子供にとって一番大事なことは何か、今やっていることにプラスαのものは何か、と話し合っていくときに、療育機関とのパイプがきちっととれていることが、その子供のニーズにあった支援になってくるのではないかと。

(会長) 園内での支援体制について説明を。

(事務局)

市内の公立幼稚園では、特別な配慮を要する子供1人～2人に1名の保育補助員がついている。支援対象児にとって保育補助員の存在は大きく、朝、登園した時から帰るまで、いつも同じ人が傍で自分に心を向け支えてくれるということは、園生活を送る上で大きな心の安定につながっている。保育補助員に寄り添う表情やスキンシップを求めたりする様子は、保育補助員への信頼感が感じられる。園生活の中で、支援を必要とする子供には、タイミングを逃さない認めや励まし、具体的な促し、見守りなどの教育的支援が必要だと考えている。丁寧なかかわりの中で、活動への興味や意欲、集団生活の楽しさや基本的な生活習慣の自律など、一つ一つを学んでいく。持てる力を発揮しながら困難や課題を乗り越え、幼児期に大切な自尊感情や自己肯定感を育てていく。しかし、保育補助員は資格を問わないボランティアであり、専門的な資格をお持ちでない方もいる。専門的な視点をもった支援が難しい場合もある。また、対象児に必要な支援は様々であり、対象児以外にも園には気になる子供も見られ、子供の安全・安心面の確保において担任一人では難しく、小さな組織体制の幼稚園ではフリーで動ける教諭がいない為、養護教諭や管理職である園長が対応をし、保育の中に入っている状態も多々ある。保育現場では、希望する支援対象児を受け入れたいという気持ちはあるが、多種多様な支援に対応できる環境や人的なことを考えると、一人ひとりの子供にとって確かな育ちにつなげていくためには、今の体制では難しい課題があると考えます。

(会長) 西宮では、ある市のように課題のある子供ばかりになっているということはあるか。

(事務局) 西宮でも課題のある子供を受け入れているが、全員の受け入れができていないような状況ではない。

(会長) 特別支援学級が園にはない中で、だれが担当するのかというところでは保護者も不安になっている。

(副会長) 特設学級があった頃の様子と、園内の体制についてもう少し説明して欲しい。

(事務局) 特設学級については園を決めて、そこに入園していく。平成15年度最後の年には、設置園が9園、担任が13名、在籍数は29名がいた。その後体制を変えた。幼稚園では、園長、担任、養護教諭、園務員の体制。

(副会長) 小中学校のような特別支援学級をイメージしたらよいのか、特別支援学級での保育、交流での保育もあるのか、主に特設の先生がクラスでついているのか、というあたりはどうか。

(事務局) 交流のクラスに対象児と一緒に入って、必要な課題を見つけて周りの友達につなげていったり、時々取り出しをしたりすることもあった。

(会長) ちょっと音がただけで動き出す、読み聞かせをしてもすぐに動いてしまい、誰かがついてあげないといけない不注意・多動性の子供、コミュニケーションが苦手、他人をたたいてしまうような自閉的な子供の不適切行動が幼稚園では出やすい。その他知的な課題もあるが、発達に関する課題がある子供はどの園にも数名いる。そのような子供に対応している保育補助員のレベルアップを西宮は考えているか。

(事務局) 今のシステムを引き続き行っていくのでは、レベルアップは難しい。制度を変えていく必要がある。

(会長) 文部科学省も問題意識をもっていて、LD親の会に研修の援助をしている。東京と大阪で支援員養成講座をしている。その講座では幼稚園、小学校に入る支援員のレベルアップを図るために専門の先生が何人も入って、指導を数日間行っている。そういうものを上手に使うのもいいのではないか。現有戦力のレベルアップを図ることを考えなくてはならないのではないか。発達障害のある子供のつまずきとかかわりについて教師のサポートになるところまでして欲しい。単なる教師のサポートではなくて、自閉のパニックを理解した中での対応ができるというような、子供の特性に上手に対応できる補助員を作っていくことはできる。高いレベルを求めなくても、そのあたりのことができる支援員を養成する。ボランティアのレベルをあげることが必要。そこを徹底してやるべきではないか。療育手帳をもっている場合は、支援員がつきやすいことはあるのか。

(事務局) ない。就園相談で見立てをしてつけている。

(副会長) 現在、補助員のための研修をしているのか、幼稚園教員の特別支援に関する研修はしているのか。

(事務局) 保育補助員については6月に行っている。地域・学校支援課が担当してやっている。幼稚園教員については、本年度から未来センターで研修を行っている者が1名いる。

(副会長) 幼稚園の先生が未来センターに出向されているのか。

(事務局) 幼稚園教諭が未来センターで研修し、また園に戻っていくという形で研修をしている。保育補助員については、未来センターで研修を担当している。専門性を活かして研修を行っている。

(会長) 19園の先生が特別支援の研修を毎年していれば、年に一人ずつでもレベルアップができる。問題解消に役立つこともある。

(委員) 公立は支援の必要な子供を受け入れているが、私立でもあるのか。

(事務局) 特別な支援の園児を受け入れている園もある。何人かははっきりわからない。40園全てで受け入れてはいない。何園で実施しているか、どれぐらいの障害の程度の子供を受けているかも定かではない。

(委員) 私立が障害のある子供を受け入れたら、何らかの補助はあるのか。

(事務局) 私立の幼稚園の管轄は教育委員会ではなく、こども支援局なのでつかめていない。次回までに調べておきたい。

(委員) 同じ障害のある子供を受け入れているのに、つかめていないのは残念。

(事務局) 市としては「子ども・子育て会議」の中で、就園前の支援の必要な子供をどう受け入れていくかは考えている。私立幼稚園には特別支援教育振興費を県が出しており、助成を受けている対象の人数は把握している。ただ、対象になっていない障害のある子供もいる。幼稚園、保育所、私立公立問わず、どのように支援をしていくかと話し合いをもっている。

(会長) ある園に対応の難しい園児がいたときに、その園に相談室を設けて、その相談室に先生と子供が相談しにくる。そうやってある市の私立幼稚園ではレベルアップを図っている。97園の私立幼稚園のうち、50幼稚園ほど行っている。この制度は、幼稚園の先生のレベルアップになっている。相談室にきた先生に、指導法について話ができる。また次の年には、次の学年に合わせた指導ができる。もう7、8年しているが、結果として幼稚園の先生のレベルアップになっている。何か方法はある。そのやり方も一つの方法。そのように一人ずつ相談していただけても、変わってくる。わかば園の先生に対応してもらうことも一つの方法かもしれない。教師のレベルアップの方法は、すぐに対策ができる。目の前に対象の子供がいたらすぐく勉強する。

(委員) 西宮では公立の幼稚園は休園しているところがある。公立の園の抽選が終わってから、私立に行くのでは希望の園に入れないことが多い。だから地域に子供がたくさんいるのに、落選を恐れて公立を断念し、私立の園に行っている人も多い。このままでは先ほどの市のように公立の幼稚園が支援の必要な子供たちばかりになってしまわないか。

(会長) また、次回にまとめてやっていきたい。

(会長) 西宮養護学校の支援体制について。

(事務局)

- 西宮養護学校の支援体制について
 - ・校内の支援体制について
 - ・通学の体制について

西宮養護学校の支援体制についてご説明いたします。まずは、西宮養護学校の支援体制について、これまでの概要をご説明します。西宮養護学校は、昭和34年4月開校。肢体不自由の重度の子供を受け入れていく。その中で介助員も配置されていきました。その増員によって保護者による校内介助が全廃されていきました。最初、スクールバスが1台運行され、その後、昭和50年にスクールバスが4台となり、現在ではバス、タクシーによる通学体制が実施されています。平成になってからは、医療的なケアを必要とする児童生徒に対して看護師が配置されるようになりました。当初は一日に4時間、常駐する体制でした。平成5年に保護者の依頼を受けた看護師による医療的ケアの実施が始まり、対象となる児童生徒の増加と共にその数も増えていきました。平成17年には通学タクシーにも看護師の添乗が行われている。

このように、西宮養護学校は障害の重い子供たちを他の地域に先駆けて受入れ、校内体制による介助、看護師の添乗についても県に先駆けて行うなど、支援体制を充実させてきました。そのような中で、現在の課題について説明したいと思います。このグラフは、西宮養護学校の児童生徒数と、医療的ケアの必要な児童生徒数を表したものです。児童生徒数の増加とともに、医療的ケアを必要とする児童生徒の数が年々増えており、全校生に対する比率が大きくなっています。平成11年度は18.5%であった比率が、今年度は50.6%に達しました。このような状況に対して、平成5年に常時1名、その後増員されていきました。平成20年度には、市の臨時職員と嘱託職員としての7名体制が構築され、現在は嘱託看護師6名、臨時看護師3名の9名で、1日5名から6名のシフトを組んで子供たちの医療的ケアを実施しています。

医療的ケアについては、対象となる児童生徒数の増加だけではありません。この表は、医療的ケアの実施状況です。近年は、人工呼吸器を挿管している子供など重度化している子供が就学してきます。児童生徒数が合計数と一致しないのは、複数の医療的ケアを必要とする子供がいるためです。

そこで、一つ目の課題です。西宮養護学校の子供たちの障害は、重度・重複化しています。特に、医療的ケアについては対象となる子供の増加と、内容の多様化や高度化が進んできました。個々の子供の教育的ニーズに沿った介助、医療的なケア等の支援を行うため、専門性のある職員の配置、医療や福祉との連携等、現在の校内支援体制を、さらに充実させていく必要があると考えます。

二つ目の課題は、通学体制についてです。平成29年度の通学体制をご覧ください。西宮養護学校の通学は、現在、民間業者に運行を委託するマイクロバス6台、全体の65%の子供が通学で利用しています。市が契約する福祉タクシー7台と普通タクシー1台、その他保護者等による送迎が行われており、その比率はグラフの通りです。マイクロバスには民間の介助員が1台につき2名、タクシー8台には市の介助員が1名添乗し、そのうち3台には市の看護師も添乗し、通学途中の医療的ケアにも対応しています。その他10%が保護者による送迎によって通学をしています。通学方法については、①②③の方針のように、バスを基本とし、ルートを組めない子供についてはタクシー。また健康上の理由等などによってバスが難しい場合は教育委員会との相談の上、これまで決定してきました。しかし、児童生徒の増加や障害の重度・重複化等により、通学途中の医療的ケアへの対応が必要なケース等、現在の通学体制では対応が難しいという課題が出てきています。また、児童生徒数の増加傾向が見られる中、今後はバス、タクシーの便数が不足することも考えられます。

西宮養護学校の校内支援体制、通学体制についての課題を示しました。ご意見をよろしく願いいたします。

(会長) この10年～15年で文部科学省が想定していなかったことが起こっている。特別支援教育の理解が進めば、通常の学級に入る子供が増えると予想していた。しかし実際には、新たに特別支援学校を作ってもすぐに定員オーバーになって

しまう。啓発が進み、特別支援学校への理解が増したことにより、保護者が安心して任せられると考え、特別支援学校への入学が増えている。新しい特別支援学校を作らざる得なくなっている。

(委員) 入学してから9年になる。就学相談の時には、同じ年の保護者たちは地域の小学校に入れようとしていた。しかし教育委員会からは養護学校に就学するように言われ、みんなで戦って何とか地域の小学校に入学できるように頑張っていた。その後後輩たちを見ていると、養護学校を選択して入学している。自分たちが入学した頃と現在は保護者の考えがすごく変化してきている。

(委員) 今の日本では当事者の意向として特別支援学校を選択して入学する人が増えている。アメリカではインクルージョンの中で、どんな重度であっても、小学校から高校までみんなと同じ学校で、特別な学校などは無いと聞いてきた。日本でもインクルージョンが始まり、特別支援学校がなくなるのではと全国の特別支援学校長の集まりで話題になったことがあった。アメリカはすごくいい環境でインクルージョンが行われているのかと思っていたが、つい最近、アメリカから帰ってきた人に話を聞くと、どうも一緒にはいるが、日本のような「重度の子供たちへの教育支援は今からです。」と聞いた。そのとき特別支援学校の必要性を感じた。選択肢の一つとしてきちっとした価値がある特別支援教育を提供していく学校であると確信している。

(会長) 選択肢の一つ中においておくことが大事。保護者にとってたくさん選択肢がある方がよい。

(委員) 特別支援学校が選択肢の一つとしておいているのは大事。特別支援教育が10年経過し、保護者が地域の学校に行きたいということを拒否されないことによって、落ち着いて学校の選択がされるようになってきている。知的障害の学校では、障害が重い生徒の学校であったが、軽度の知的障害の生徒でも入学希望が全国的に増えている。

(委員) 特別支援学校を選ぶ保護者が多くなっているその裏には、地域の学校での特別支援教育を疑っている。地域の学校に行くと2次障害になるかもしれない。だからきちっと子供を見てもらえるところで就学させたいという保護者もいる。特別支援教育全体をどう底上げしていくのかを考えていないといけない。

(会長) 西宮養護学校の看護師や通学、介助員など支援体制が充実してきている。その中で、最重度の子供はどれぐらいいるのか。

(事務局) 77名の在籍であるが、最重度と考えられる子供は数名程度はいるとつかんでいる。知的な障害を重複している生徒が多くいるが、最重度という定義がどうかというのがあるが、バイタルをモニターしないとけない子供となると数名ぐらいになる。

(会長) 肢体不自由の養護学校についての認識がないことがある。楽しい給食の時間も、緊張の時間になる。のどに詰まられないようにするにはどうしたらよいか、という食事指導のプロがいないとダメ。その子にあった食事の量を口の中に入れて、ちゃんと噛めるかどうかを見て、次にいつ口の中に食べ物を入れるかなどのフィーリングサーフィンの部分での専門性が必要になる。食事の時間の事故が全国的にとっても多い。楽しい時間が、実は緊張の時間になっている。先生たちはストレスを感じながら、事故がないように頑張っているのが養護学

校。昔は専門性の高い人がいなかった。だから嚥下の問題がある摂食指導は、保護者にやってもらっていた。保護者が全面的についていかないと地域の学校には入れてもらえなかった。ところが今は、特別支援学校には専門性の高い先生がいたり、医療行為のできる看護師もいたりする。そういう時代の流れによって、今は保護者が家から送り出すだけでよくなっている。このように養護学校の専門性のレベルがアップしている。知的の重複だけでなく、様々な医療的なケアの必要な子供は本当に目が離せない、1対1でないと対応できないしんどさをもった状況になっているのが西養である。77名全て、細かいことをケアして、事故がないように接している。しかも長年そこにいる介助員が、はるかに教師より上手に摂食させている。経験を重ねることによってそういう技術を身につけている。保護者からの信頼も厚い。その中で指導する先生方のレベルもさらに上げていくことが求められてくる。プロは2種類ある。法律で守られているプロ。何の免許などがないプロもいる。特に養護学校の摂食においては、後述のプロがあてはまる。そこに教員免許、特別支援教育の免許をもつこともいいが、免許のある先生よりも、経験のある介助員がはるかに上手にかかわっていることがある。

(委員) 摂食指導についてもポジショニングや誤嚥、呼吸のことや食べさせる量など考え方が進化してきている。研修としては、すなご医療福祉センターのSTから摂食指導を受けている。専門性のある教員だけではなく、STなど教諭職以外の専門性のある人も必要。学校もST、OT、PTなど資格をもっている人の配置を求めている。

(会長) そのような人たちの配置はあるのか。

(事務局) 十分に検討できているとはいえない。

(会長) 今日は問題提起が中心になっている。11月にさらに進めていきたい。またどのようにまとめていくか。これからの西宮の方向性が見える形にしていきたい。

(事務局) 次回は11月13日、10時から行う。